

西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門において園児の保護者が病気、出産、その他家族の介護などのため園児と共に通園することが困難であり、他に代替者が確保できないとき、センター職員（以下「担当者」という）が介助を行うことにより療育を継続する事を目的とする。

(対象児)

第2条 この要綱の対象児は次のとおりとする。

- (1) 保護者が病気、家族の介護などのため2週間以上通園が困難になった、あるいは困難になることが予想される園児。
- (2) 保護者が出産のため通園が困難となった園児。

(介助期間)

第3条 前条第1号の場合、診断書に示された期間とする。但し、保護者、家族の病気とは急性疾患を対象としており、期間はおおむね3ヶ月を限度とする。又前条第2号の場合、出産予定日前8週間、出産後12週間とする。但し、多胎妊婦の場合、産前14週よりとする。又在胎32週未満で出生した早産未熟児の場合、出産予定日から最大12週までこの制度を利用することができる。

(申請・決定)

第4条 対象児の保護者はこども未来部長に対し、園児と共に通園することが困難な理由を証明する書類（診断書など）を添えて申請する。但し、第2条第2号に該当する場合、保護者は妊娠4ヶ月の時点で申請するものとする。

- 2 こども未来部長は申請に基づき対象児の状態、他の介護通園の状況を勘案し決定するものとする。但し、対象児の状態により条件が付与される場合がある。

(介助の方法)

第5条 登園日に、担当者は対象児を送迎し、園内では保護者の代わりに介助などを行う。

担当者は保護者と緊密に連携しながら、対象児の療育に資するものとする。

なお、対象者が2名を超える場合は、1日2名を上限とし、原則として機会均等に介助するものとする。

(費用)

第6条 担当者による対象児の送迎に伴うタクシー料金の保護者負担額は、別途定める「西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱」によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項が発生したとき、又疑義が生じたときは、園において協議し解決する。

付則 この要綱は平成6年4月1日より実施する。

付則 (平成10年4月1日改正)

この要綱は平成10年4月1日より実施する。

付則 (平成15年10月1日改正)

この要綱は平成15年10月1日より実施する。

付則 (平成16年4月1日改正)

この要綱は平成16年4月1日より実施する。

付則 (平成18年4月1日改正)

この要綱は平成18年4月1日より実施する。

付則 (平成25年4月1日改正)

この要綱は平成25年4月1日より実施する。

付則 (平成27年4月1日改正)

この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付則 (平成27年9月1日改正)

この要綱は平成27年9月1日より実施する。